

岩手県告示第 829 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のとおり県道の供用を開始する。

平成 20 年 12 月 5 日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 路線名 北上東和線
 - (2) 供用開始の区間 北上市二子町下岡島 48 番 8 地先から西小沼 23 番 3 地先まで
 - (3) 供用開始の期日 平成 20 年 12 月 5 日
 - (4) 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - ア 場所 県南広域振興局北上総合支局土木部
 - イ 期間 平成 20 年 12 月 5 日から平成 21 年 1 月 5 日まで
- 2 (1) 路線名 桜峠平田線
 - (2) 供用開始の区間 釜石市唐丹町字桜峠 92 番 3 地先から 89 番 1 地先まで
 - (3) 供用開始の期日 平成 20 年 12 月 5 日
 - (4) 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - ア 場所 釜石地方振興局土木部
 - イ 期間 平成 20 年 12 月 5 日から平成 21 年 1 月 5 日まで